

消防予第120号  
平成27年3月16日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件等の公布について

「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第2号。以下「2号告示」という。）、「誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第3号。以下「3号告示」という。）、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。）、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第5号。以下「5号告示」という。）、「加圧送水装置の基準の一部を改正する件」（平成27年消防庁告示第6号。以下「6号告示」という。）が平成27年3月16日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い所要の規定の整理を行うほか、消防機関へ通報する火災報知設備に係る点検基準等を改正するとともに、加圧送水装置の基準を改正するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項

第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部改正に関する事項（2号告示及び3号告示関係）

改正省令の施行に伴い、条項等番号の整理を行ったこと。

第二 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件及び消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部改正に関する事項（4号告示及び5号告示関係）

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号）において、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（6）項ロ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが義務付けられたことに伴い、消防機関へ通報する火災報知設備に係る試験結果報告書の様式、点検基準及び点検票の様式において、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する場合に係る項目を追加したこと。

第三 加圧送水装置の基準の一部改正に関する事項（6号告示関係）

低圧トッランナーモータに係るJIS規格が制定されたこと等に伴い、所要の規定の整理を行ったこと。

第四 施行期日

これらの告示は平成27年4月1日から施行することとしたこと。

第五 経過措置

消防機関へ通報する火災報知設備に係る試験結果報告書及び点検票の様式は、平成27年9月30日までの間は従前の例によることができることとしたこと。（4号告示及び5号告示関係）

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成十四年消防庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

「第六項第三号」を「第七項第三号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成十四年消防庁告示第七号）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第七項第三号の屋内避難階段等の部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の一及び二に該当するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の屋内避難階段等の部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の一及び二に該当するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

○消防庁告示第三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第二項第四号の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第一中「第二項第四号」を「第二項第五号」に改める。

第三の二中「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十八条の二第二項第五号」に改める。

第四中「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十八条の二第二項第五号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○ 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○ 誘導灯及び誘導標識の基準 (平成十一年消防庁告示第二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第一 趣旨          この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十八条の二第一項第三号ハ及び第二項第五号並びに第二十八条の三第三項第一号ハ、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</p> <p>第二・第三 (略)</p> <p>第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目          規則第二十八条の二第二項第五号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件          規則第二十八条の二第二項第五号及び第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>	<p>第一 趣旨          この告示は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)第二十八条の二第一項第三号ハ及び第二項第四号並びに第二十八条の三第三項第一号ハ、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</p> <p>第二・第三 (略)</p> <p>第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目          規則第二十八条の二第二項第四号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件          規則第二十八条の二第二項第四号及び第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>第五・第六 (略)</p>

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

別記様式第十四を次のように改める。

消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書										
					試験実施日		年	月	日	
試験実施者										
住所										
氏名										
印										
用途		( ) 項 .								
延べ面積		m <sup>2</sup>		階数		地上		階 地階 階		
火 災 通 報 装 置	製 造 者 名			品 名 ・ 型 式			設置場所			
							自動火災報知設備連動			有・無
	遠隔起動装置等		設置場所 (個数 個)		(1)	(2)	(3)			
					(4)	(5)	(6)			
選択信号送出方式		DP方式 (10PPS、20PPS)・PB方式								
その他										
試 験 項 目				種 別 ・ 容 量 等 の 内 容					結果	
外 観 試 験	火 災 通 報 装 置	本 体	設 置 場 所 等	設 置 場 所						
				周囲の状況・操作性		_____				
				設 置 状 況		_____				
			構 造 ・ 性 能		_____					
			取 扱 表 示 等		_____					
			予 備 品 等		_____					
			電 源	常 用 電 源		V		AH		
				予 備 電 源	種 別		NiCd ・ その他 ( )			
					設 置 状 況		_____			
			遠 隔 起 動 装 置 等	設 置 場 所 等	設 置 場 所					
					周囲の状況・操作性		_____			
					設 置 状 況		_____			
				構 造 ・ 性 能		_____				
				取 扱 表 示 等		_____				
そ の 他	発 信 機	設 置 場 所 等								
		操 作 部		床面等からの高さ			m			
		構 造 ・ 性 能		_____						
		予 備 品 等		_____						
		標 識		標 識 板						



## 附 則

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 消防機関へ通報する火災報知設備試験結果報告書の様式は、この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第十四の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二及び第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

別表第十三(1)イ(カ)を次のように改める。

㊦ 起動機能

a 手動起動装置

起動信号の送付の状況が正常であること。

b 連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）

起動信号の送付の状況が正常であること。

別表第十三(1)イ中(ス)を(セ)に、(ケ)から(シ)までを(ロ)から(ス)までに改め、(ク)の次に次のように加える。

㉞ 手動起動装置優先機能

連動起動機能に優先して手動起動装置の操作による蓄積音声情報を送出することができること。

別表第十三(2)ア(ウ)を次のように改める。

㉞ 機能

- a 押しボタンを操作したときに確実に作動すること。
- b 連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）により起動したときに確実に作動すること。

別記様式第十三を次のように改める。

消防機関へ通報する火災報知設備点検票							
名 称				防 火 管理者	㊟		
所 在				立会者	㊟		
点検種別	機 器	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日				
点 検 者	資格 番号	点 検 者 所 属 会 社	社名 TEL				
	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		住所				
点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容		
		種別・容量等の内容	判 定	不 良 内 容			
機 器 点 検							
火 災 通 報 装 置  本 体	予 備 電 源	外 形					
		表 示					
		結 線 接 続					
		電 圧	V				
		切 替 装 置					
		充 電 装 置					
	本 体	周 囲 の 状 況					
		外 形					
		表 示					
		ヒ ュ ー ズ 類		A			
		予 備 品 等					
		起動機能	手動起動装置				
			連動起動機能				
		優 先 通 報 機 能					
		通 報 頭 出 し 機 能					
		手 動 起 動 装 置 優 先 機 能					
		蓄 積 音 声 情 報 機 能					
		再 呼 出 し 機 能					
		通話機能等 (特定火災 通報装置を 除く。)	消防機関側からの呼返し				
不応答時の通報継続							
切 替							
通話中断時の呼返し							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第13

消防機関へ通報する火災報知設備（その2）

火災通報装置	本体	通話機能等 (特定火災通報装置に限る。)	ハンズフリー通話への移行					
			切替					
			電話回線の保持					
		モニター機能						
遠隔起動装置		周囲の状況						
		外形						
		表示機能						
消防機関へ通報する火災報知設備	発信機	周囲の状況						
		外形						
	機能	押しボタン						
		連動起動機能						
		結線接続						
	標識	標識板	外形					
常夜灯								
		標識灯						
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

## 附 則

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 消防機関へ通報する火災報知設備点検票の様式は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別記様式第十三の規定にかかわらず、平成二十七年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件 (昭和五十年消防庁告示第十四号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p><b>別表第13</b> 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準  <b>機器点検</b>            次の事項について確認すること。            (1) 火災通報装置            ア (略)            イ 本体            (ア) (イ) (略)            (カ) 起動機能                a 手動起動装置                  起動信号の送出の状況が正常であること。                b 連動起動機能 (自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。)                  起動信号の送出の状況が正常であること。            (キ) (ク) (略)            (ケ) 手動起動装置優先機能            連動起動機能に優先して手動起動装置の操作による蓄積音</p>	<p><b>別表第13</b> 消防機関へ通報する火災報知設備の点検の基準  <b>機器点検</b>            次の事項について確認すること。            (1) 火災通報装置            ア (略)            イ 本体            (ア) (イ) (略)            (カ) 起動機能                起動信号の送出の状況が正常であること。            (キ) (ク) (略)            (新設)</p>

声情報を送出することができること。

(コ) (略)

ウ (略)

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）

ア 発信機

(イ) (略)

(ウ) 機能

a 押しボタンを操作したときに確実に作動すること。

b 連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ

通報する火災報知設備に限る。）により起動したときに確

実に作動すること。

(エ) (略)

イ (略)

(ケ) (略)

ウ (略)

(2) 消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）

ア 発信機

(イ) (略)

(ウ) 機能

押しボタンを操作したときに確実に作動すること。

(エ) (略)

イ (略)

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号ニの規定に基づき、加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第五第一号(六)中「B二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）」を「B二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式管継手）」に改め、同第五号(一)イ中「（一般用低圧三相かご形誘導電動機）」の次に「JISC四二一三（低圧三相かご形誘導電動機―低圧トプランナーモータ）」を加え、「社団法人」を「一般社団法人」に、「（三KV級）」を「（3kV級）」に改め、同号(一)ロ中「水中電動機」を「（イに掲げるものを除く。）及び水中電動機」に改める。

第六第一号(五)イ中「JISC八三七〇（配線用遮断器）」に適合する遮断器」を「JISC八二〇一―二―一（低圧開閉装置及び制御装置―第二―一部…回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器））（附属書一（規定））（JISC六〇三六四建築電気設備規定対応形回路遮断器）を除く。以下同じ。）又はJISC八二一一（住宅及び類似設備用配線用遮断器）（附属書一（規定））（JISC六〇三六四建築電気設備規定対

応形配線用遮断器)を除く。以下同じ。)に適合する遮断器」に改め、同号(五)口中「JISC八三七〇」を「JISC八二〇一―二―一若しくはJISC八二一一」に改め、同号(六)(ハ)中「停止した」を「作動した」に改め、同第八号中「JISB七五〇五(ブルドン管圧力計)」を「JISB七五〇五―一(アネロイド型圧力計―第一部・ブルドン管圧力計)」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○ 加圧送水装置の基準の一部を改正する件 新旧対照表  
 加圧送水装置の基準（平成九年消防庁告示第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五 ポンプ方式の加圧送水装置</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一 ポンプの構造</p> <p>ポンプの構造は、次に定めるところによること。</p> <p>(一) (五) (略)</p> <p>(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B 二二二〇（鋼製管フランジ）又はB 二二三九（鑄鉄製管フランジ）に適合するもの（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、J I S B 二二二〇（鋼製管フランジ）、B 二二三九（鑄鉄製管フランジ）、B 二三〇一（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）、B 二三〇二（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB 二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式管継手）に適合するもの）であること。</p> <p>(七) (九) (略)</p> <p>二 (四) (略)</p>	<p>第五 ポンプ方式の加圧送水装置</p> <p>ポンプ方式の加圧送水装置は、次によるものとする。</p> <p>一 ポンプの構造</p> <p>ポンプの構造は、次に定めるところによること。</p> <p>(一) (五) (略)</p> <p>(六) ポンプ本体の配管接続部に設けられる継手は、J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B 二二二〇（鋼製管フランジ）又はB 二二三九（鑄鉄製管フランジ）に適合するもの（特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあつては、J I S B 二二二〇（鋼製管フランジ）、B 二二三九（鑄鉄製管フランジ）、B 二三〇一（ねじ込み式可鍛鑄鉄製管継手）、B 二三〇二（ねじ込み式鋼管製管継手）又はB 二三〇八（ステンレス鋼製ねじ込み式継手）に適合するもの）であること。</p> <p>(七) (九) (略)</p> <p>二 (四) (略)</p>

## 五 電動機

ポンプの電動機は、次に定めるところによること。

## (一) 電動機の構造

イ 交流誘導電動機にあつては、JISC四二〇三（一般用単相誘導電動機）、JISC四二一〇（一般用低圧三相かご形誘導電動機）、JISC四二一三（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トツプランナーモータ）又は一般社団法人日本電機工業会規格（以下「JEM」という。）一三八一（高圧（三kV級）三相かご形誘導電動機（一般用F種）の特性及び騒音レベル）に適合するものであること。

ロ 三相巻線形誘導電動機、三相誘導電動機（イに掲げるものを除く。）及び水中電動機にあつては、イに準じたものであること。

ハ ト（略）

(二) (四)（略）

五の二・六（略）

## 第六 付属装置等

ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、第五号及び第七号の規定は、適用しない。

## 一 制御盤

制御盤は、次に定めるところによること。

## 五 電動機

ポンプの電動機は、次に定めるところによること。

## (一) 電動機の構造

イ 交流誘導電動機にあつては、JISC四二〇三（一般用単相誘導電動機）、JISC四二一〇（一般用低圧三相かご形誘導電動機）

又は社団法人

日本電機工業会規格（以下「JEM」という。）一三八一（高圧（三kV級）三相かご形誘導電動機（一般用F種）の特性及び騒音レベル）に適合するものであること。

ロ 三相巻線形誘導電動機、三相誘導電動機、水中電動機にあつては、イに準じたものであること。

ハ ト（略）

(二) (四)（略）

五の二・六（略）

## 第六 付属装置等

ポンプ方式の加圧送水装置の付属装置等は、次によるものとする。ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものにあつては、第五号及び第七号の規定は、適用しない。

## 一 制御盤

制御盤は、次に定めるところによること。

(五) (一) (四) (略)

制御盤内に設ける開閉器及び遮断器は、次によること。

イ 低圧制御盤内において電路を分岐する場合は、当該電路ごとに J I S C 八二〇一―二―一（低圧開閉装置及び制御装置―第二―一部・回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器））（附属書一（規定））（J I S C 六〇三六四建築電気設備規定対応形回路遮断器）を除く。以下同じ。）又は J I S C 八二一一（住宅及び類似設備用配線用遮断器）（附属書一（規定））（J I S C 〇三六四建築電気設備規定対応形配線用遮断器）を除く。以下同じ。）に適合する遮断器を設けること。

ロ 低圧制御盤内において電路を分岐しない場合は、イに規定する遮断器又は J I S C 八二〇一―二―一若しくは J I S C 八二一一に準じた素子なし配線用遮断器を設けること。

ハ・ニ（略）

(六) 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ〜ハ（略）

ニ 次に適合する呼水槽減水警報装置及び電動機過電流警報装置

(五) (一) (四) (略)

制御盤内に設ける開閉器及び遮断器は、次によること。

イ 低圧制御盤内において電路を分岐する場合は、当該電路ごとに J I S C 八三七〇（配線用遮断器）に適合する遮断器

を設けること。

ロ 低圧制御盤内において電路を分岐しない場合は、イに規定する遮断器又は J I S C 八三七〇に準じた素子なし配線用遮断器を設けること。

ハ・ニ（略）

(六) 制御盤には、次に掲げる装置を設けるとともに、当該装置の名称又は用途を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ〜ハ（略）

ニ 次に適合する呼水槽減水警報装置及び電動機過電流警報装置

(イ) (ロ) (略)

(イ) (ロ) (略)

(ハ) 作動した場合において、これと連動して電動機を自動的に停止させる機能を有しないものであること。ただし、非常動力装置をポンプに付置した場合において、電動機過電流警報装置を作動したときにこれと連動して非常動力装置を起動させることができるものにあつては、この限りでない。

(七) (八) (略)

二〇七 (略)

八 圧力計及び連成計

ポンプの圧力計及び連成計は、JIS B 7505-1 (アネロイド型圧力計―第一部…ブルドン管圧力計) の一・六級又はこれと同等以上の精度を有するものであること。

九・十 (略)

(ハ) 停止した場合において、これと連動して電動機を自動的に停止させる機能を有しないものであること。ただし、非常動力装置をポンプに付置した場合において、電動機過電流警報装置を停止したときにこれと連動して非常動力装置を起動させることができるものにあつては、この限りでない。

(七) (八) (略)

二〇七 (略)

八 圧力計及び連成計

ポンプの圧力計及び連成計は、JIS B 7505 (ブルドン管圧力計) の一・六級又はこれと同等以上の精度を有するものであること。

九・十 (略)